

兵庫 J C C

兵庫県協同組合連絡協議会機関誌

■ 第 9 号
 ■ 1988年7月1日発行
 ■ 編集発行
 兵庫県協同組合連絡協議会
 Hyogo-ken Joint Committee of Co-operatives
 ■ 編集事務局
 〒650 神戸市中央区海岸通1番地
 兵庫県農業協同組合中央会
 TEL. (078)333-5888

目次	1. 米づくりにチャレンジ..... 1	4. やさしい協同組合論⑦.....13
	2. ひょうごの協同組合 (活動紹介)	5. 協同組合運動への期待
	節目を迎えた生協 (生協) 3	神戸大学農学部講師 保田 茂.....14
	農産物輸入自由化と兵庫県農業 (農協) 6	6. 協同組合点描.....15
	兵庫の栽培漁業センター (漁協) 9	福良漁業協同組合 参 事 多田繁年
	3. 協同組合運動に生きる	生活協同組合 都市生活 専務理事 中勝博志
	灘神戸生協 専務理事 竹本成徳.....12	7. 協同組合研究 NOW (No.9)16

米づくりにチャレンジ 神戸市西農協で一年間農作業体験

灘神戸生協
虹っ子探偵団



「苗はこうして植えるのよ」と教わりながら
(神戸市西区・安福氏の水田で)

兵庫県農協中央会、神戸市西農協、安福雅信氏(兵庫県農協青壮年部協議会)の協力を得て、灘神戸生協の虹っ子探偵団が昨年1年間、農作業体験にチャレンジしました。この虹っ子探偵団は、組合員の子供たちに日常生活では体験できないお米づくりを通して、ものを大切にする心を育くみ、生産することの喜びや協同することの大切さを学んでもらおうと行なわれたものです。

ほとんどの虹っ子が田植えは初めての体験とあって慣れない農作業に“悪戦苦闘”。6月の田植えから2月のおわかれ発表会まで、虹っ子たちが自ら体

験した活動の記録を紹介します。

〈6月21日〉——田植えとジャガイモ掘り——

稲の植え方を教えてもらった虹っ子たちは、さっそく素足になって田んぼの中へ。慣れない手つきで苗を植えはじめます。手にとった一束の本数がまちまちになったり、泥に足をとられて倒れそうになるなど、なかなか思うようにはかどりません。

「いねを植える時、列をそろえて植えるのがむずかしかった。それといねを植えるときに浅い所や深い所があって、植える時、たおれたりしないかと思った」「初めて田んぼにはいった時、土がぬるぬるしていて気持ち悪かった。だけど、とてもおもしろかった。もう一度やりたい」などの感想が寄せられました。午後からは、全員でジャガイモ掘りをして楽しみました。

〈8月27日〉——稲穂の観察とぶどう狩り——

虹っ子たちが植えた苗が、どこまで育っているのかを確かめるために、稲穂の観察に行きました。

予想以上に青々と成長した稲穂を見て、それぞれに驚きの声を上げていました。

「こんなに大きくなるとは、思ってもみなかった」「お米の花はすごく小さくて、葉っぱがとがっていた」



はじめて鎌を使う虹っ子

田植えから2ヵ月後に見る稲は、青々とたくましく成長していました。虹っ子たちは観察が済んだあと、これも初めて握る鎌を持ち、田んぼの周りの草を刈り取りました。

〈10月10日〉——稲刈りと村祭り——

好天に恵まれた初秋のさわやかな1日。

田植えからスタートしたお米づくりも、いよいよ収穫の時を迎えました。稲の刈り方を教えてもらった虹っ子達は、黄金色に実った稲を自らの手で刈り取っていきます。初めは、危なっかしい手つきで刈っていた虹っ子も、馴れてくると少しずつ早くなります。鎌を順番にまわして稲を刈っていましたが、そのうちに友達が刈った稲を運ぶ子、運ばれた稲の先を揃える子、いつの間にか役割りも分担しています。「しんどいな」と言いながらも稲を刈りだすと、どの子も一生懸命です。途中からは、機械にバトンタッチ。早いスピードで次々と稲が刈りとられる様子を見て、虹っ子達は一度に農作業の昔と今を体験しました。稲刈りが終わると、午後からは秋の豊作を願う岩岡神社のお祭りを楽しみました。

〈1月7日〉——おもちつき——

探偵団の第4回目は、おもちつき。

当日は虹っ子のお父さん、お母さんも一緒に参加して、「おもちつき大会」が始まりました。

蒸したもち米からおもちにつき上がるまで、交替できねをつきます。重たいきねによろけながらも、お父さんたちに手伝ってもらって、何とかおもちがつき上がりました。虹っ子たちの手で次々と丸められたおもちは大ささまざま。出来たてのおもちを嬉しそうに頬張っていました。

「力いっぱいもちをついたら、もちが音をたてていた」「おもちがすいついてきそうだけど、すいついてこないという所が、おもしろかった」「さすがに自分でつくったおもちはおいしかった」初めてのおもちつきに、虹っ子たちは大喜び。寒さも忘れて、おもちつきを楽しんでいました。虹っ子と一緒に参加したお母さんの中にも「おもちつきは初めて」という方もあり、親子そろっての体験に話しがはずみました。

〈2月11日〉——おわかれ発表会——

いよいよ6月から始まった虹っ子探偵団も最後の日となりました。班対抗でお米のクイズをしたり、1年間の活動の振り返りをしました。

「ふだんやれないことがいろいろやれたし、友達がたくさんできた」「かまがちゃんと使えた。もう一度、かまを使いたかった」「友達がたくさんできて協力して何かをやると、こんなにいいんだということがわかった」虹っ子が最後に寄せてくれた感想は自ら体験したことが、それぞれの響きをもって伝わってきました。

〈虹っ子探偵団を終えて〉

虹っ子探偵団の活動を通して、子供たちと接する中で、農作業の体験はとても貴重であったと思います。そして、このような協同組合間の協力の中から生まれてくる活動は、今後ますます必要になってくるでしょう。日常生活や学校教育では味わうことのできない、自然の中でのものをつくることの喜びが、将来の消費者としての虹っ子に、少しでも生かせることができたらと願っています。 (瀬神戸生協)



重いキネによろけながらの餅つき

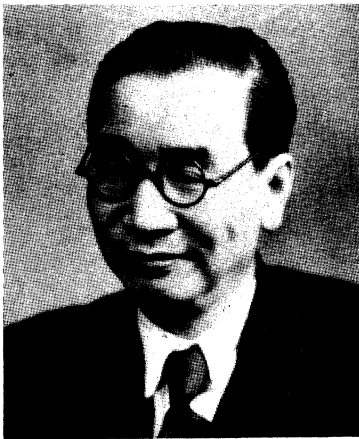
ひょうごの協同組合

活動紹介

生協 節目を迎えた生協

本年は、生協法制定40周年、消費者保護基本法制定20周年、賀川豊彦生誕100年にあたる。生協を「国民の自発的な生活協同組織」と定めた生協法、「消費者の利益擁護」を図る基本法、そして「愛と協同」をうたった賀川の理想と、生協運動の原点を再確認するにふさわしい“節目の年”を迎えたことになる。

生協運動の指導者 賀川豊彦



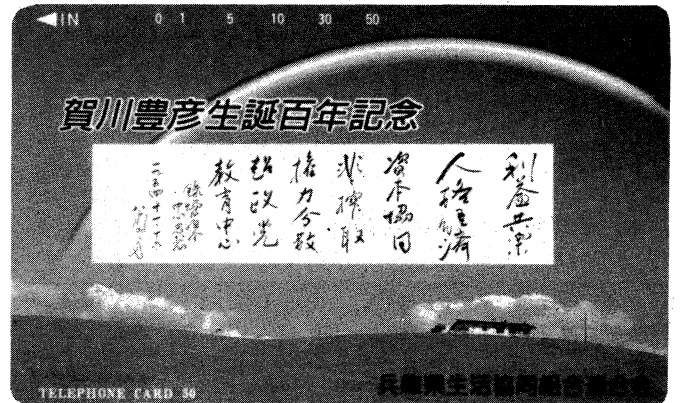
賀川豊彦氏

キリスト教伝道者として、また、政治運動、労働運動など多くの分野での指導者として知られる賀川豊彦は、日本の生活協同組合運動の生みの親であり、育ての親とでもいふべき偉大な指導者であった。灘神戸生協の前身である

神戸消費組合、灘購買組合をはじめ購買組合共益社、東京学生消費組合、東京医療利用購買組合など賀川豊彦によって設立された組合は多くを数える。また、協同互助の精神にもとづく人間解放運動は日本国内にとどまらず、第1次大戦後のアメリカでキリスト教伝導とともに『愛と協同』の組織として生協の設立を訴え、その影響を受けた生協が沢山出来ている。

協同組合が日本を救う

賀川豊彦は『総ての文化は、その時代の社会を構成する民衆の意識生活の目覚めが、如何に物的生産・分配・消費の形式を進展し、且つ統制するかに従って決定される。』と主張し、小説〈乳と蜜の流るる



生誕100年記念のテレホンカード

郷)のなかで主人公に「日本を救おうと思えば、協同組合の道に依るほか道はありませんからね。」と語らせてもいる。

ところで、敗戦後の1945年に賀川豊彦を会長として発足した日本協同組合同盟は、産業組合法に代わる立法として当初包括的な協同組合基本法の制定を要求していたが、占領軍の強力な指導のもとで、農協、漁協、生協など種別の協同組合法が制定されることになり、1948年に消費生活協同組合法が制定・公布された。

くらしの創造と協同をテーマとして

生協法では、生協は「一定の地域又は職域による人と人との結合」であって「組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とする」協同組織であると規定されている。法制定後40年を経て生協の発展はめざましいが、厚生省の諮問機関である『生協のありかたに関する懇談会』は、その答申のなかで「一人ひとりでは力の弱い消費者が相互扶助により自らの要求を実現するための非営利の生活協同組織であり、消費者運動の一環として協同購入をはじめ種々の事業活動を主体的に実施できるので消費者の要求を実現するのに適した制度である。生協は消費者による対抗力の形成に重要な役割を果たしており、ここに生協の基本的な意義が認められる」と評価。さらに「組合員の生活の安定と向上に

寄与するばかりでなく、生産流通に刺激を与えることを通じて、国民生活の安定向上と経済の発展にも貢献している」と社会的な役割も高く評価しているが、常に生協は時代の変化、くらしのニーズの変化に対応しつつ、組合員の暮らしの向上と地域社会に深く根ざした運動の前進をめざして『くらしの協同と創造』をスローガンに活動を進めている。

許せない『生協規制』



助け合いの社会をつくるために学習活動も行なっている

一方、こうした生協の社会的な役割を正当に評価せず、生協法の改定などを通じて、生協を『規制』しようという動きは、断続的に続いてきたが、昨今、また強くなってきた。新型間接税（消費税）導入に絡んで、大規模生協への税率をアップする案を自民党税制調査会は正式に決定したが、この案が突破口となり、生協一般へ、ひいては協同組合全体への課税強化の水先案内人となることは、山中・自民党税調会長の「聖域とおもっている人達にあながちそうとはいえないぞ、との警鐘をならした」との言葉を聞けば、火を見るより明らかであろう。

また、生協法を改定して生協の活動を抜本的に封じ込めようとする動きも続いており、消費税導入後の政治日程にのぼる危険性がかなり高くなっている。

日生協の88年度活動課題

こうした状況のなかで、日生協はこの6月に総会を開催し、当面の生協課税強化に徹底的に反対し、新型間接税（消費税）導入に反対する特別決議を採択したほか、つぎの4つの活動大綱と12の活動課題

を定めた。（以下、*は課題（抜粋））

I. 多数者の組織として組合員の自主的参加を強め、生協の総合的な力量強化をはかり社会的役割を強めること。

*組合員の商品活動を充実させ、生協の商品力を強める。

*「組合員が支える経営」の視点で厳しい自己点検を強め、経営体質の改善強化をはかる。

II. 「平和とくらしの創造と協同」をテーマにくらしの質の向上と健康、助け合いと協同の活動を強める。

*組合員の参加を広げ、平和をはじめ、くらしづくり、福祉・文化・スポーツ・健康など多彩な活動を展開する。

III. 地域に根ざした活動を強め、多くの人々と協力して、明かるく住みよい地域社会づくりに貢献する。

*生協の社会的役割を強め、まちづくり・地域協力活動など、地域の人々との相互理解を深め、協同組合間提携をはじめ協同の事業を着実にすすめる。

IV. 生協間連帯の一層の強化をめざし、県内連帯を基礎に、地方、全国の連帯を前進させる。

*共同仕入事業の改善・改革を進め、商品力および協同事業の徹底強化をはかる。

兵庫県の生協ですすむ生協間連帯

また、兵庫県生協連でも5月に開催した総会で、協同組合間連携の強化、くらしと健康を守り、平和のための活動をすすめる課題、など6つの分野での課題を内容とする88年度方針を定めた。

このなかで、協同組合間協同の推進を



平和のための活動も

はかることを最重要課題としているが、すでに、灘神戸生協と播磨生協の業務提携が進展しているほか、兵庫県経済連の県生協連加入等を通じた農協と生協との新しい関係が生まれつつある。

ふるさと村(仮称)計画が前進 / 灘神戸生協

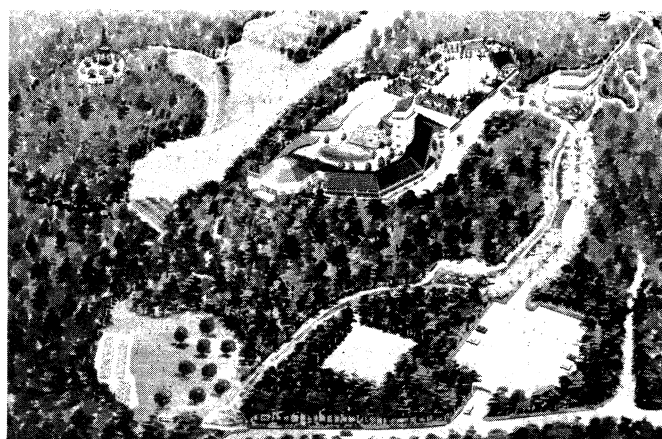
ところで日本最大の生協である灘神戸生協は、『心豊かな暮らしの創造』をテーマに、地域における生活文化活動や福祉活動を拡充し、心豊かな地域社会づくりをすすめることを基本方針としているが、この方針のもとで、同生協創立70周年記念事業の一環としてつぎの事業を計画している。

1. 職員と組合員が共に学ぶ「生協学校(仮称)」の設立準備
2. 「史料館(仮称)」構想の具体化(生協学校に併設)
3. 「生活研究所(仮称)」構想の具体化(同上)
4. 組合員家族や職員が共に憩う「生協ふるさと村(仮称)」建設計画の推進
5. 青少年の常設活動の場「野外活動センター(仮称)」の建設の検討

これらの事業のうち、生協ふるさと村(仮称)については、すでに兵庫県千種町西河内地区を第1建設地として決定し、昭和64年12月開村にむけて準備が進んでいる。

このふるさと村(仮称)には、

1. 美しい大自然とのふれあいができること



ふるさと村想像図

2. その町の人達と心から親しい交流ができること
 3. 村や町の古くから伝わっている文化と、都市の文化の交流・融合がはかれること
- などが期待されている。

同生協では、ふるさと村が万全のものになるよう、職員などのボランティアからなる『ちくさの会』をつくり、千種町を中心に周辺近隣の自然環境や文化遺産、町の特産品や郷土料理など多方面の調査活動をすすめている。

今秋、神戸で全国生協大会を開催

ところで、全国生協大会が今秋、11月10日に神戸で開催される。この大会は例年東京で開催されていたものだが、賀川豊彦生誕100年を記念し、賀川ゆかりの神戸で開催されることになったもので全国から生協組合員約5,000人がポートアイランド・ワールド記念ホールに集まり、各地の活動を交流し生協運動の未来を語りあうことになっている。

兵庫県の生協

(1988年3月末現在)

	供給高(千円)	前年対比	組合員数(人)	前年対比
灘神戸生協	264,295,180	104	896,150	103%
地域生協(8)	12,380,613	98	27,432	101
職域生協(6)	3,307,618	99	63,583	100
大学生協(6)	9,112,504	110	39,136	101
医療生協(7)	8,017,041	104	71,029	112
共済生協(5)	4,194,205	105	785,644	101
他の生協(2)	814,825	220	38,491	101
合計(35)	302,121,986	104	1,921,465	102

農協

牛肉・オレンジの輸入自由化と兵庫県農業

牛肉・オレンジ輸入自由化をめぐる日米交渉の結果、いずれも3年後（果汁は4年後）には数量制限を撤廃し、自由化することが6月20日のヤイター通商部代表と佐藤農水相との協議により決まった。

全国の農協を通じて3千万人からの農家や消費者の反対署名をはじめ、生協・漁協をふくむ広範な諸団体の反対意見にもかかわらず、アメリカ側の強硬な市場開放圧力をとうとうはね返すことができなかったことは、本当に残念である。

この調子でアメリカが次に要求するものは「米」か……。今年2月にガット（関税貿易一般協定）の理事会で自由化の裁定がだされた粉乳・練乳、プロセスチーズ、パイナップル缶詰など10品目と灰色とされたラッカセイ、雑豆の12品につづく今回の牛肉・オレンジ自由化の決定は、これからの日本農業のあり方を考える上できわめて重大である。

牛肉・オレンジ自由化—日米合意の内容

	自由化時期	自由化までの輸入枠	関税	その他
牛肉	1991年4月	毎年6万トンをずつ拡大 (1987年度は21万4000トン)	自由化初年度70% 2年目60%、3年目50%、その後は再協議（現行25%）	緊急輸入制限措置を導入。適用期限は3年間。延長は再協議
オレンジ	生果 1991年4月	毎年2万2000トンをずつ拡大 (1987年度は12万6000トン)	現行で据え置き	代償として、グレープフルーツ、レモン、ピスタチオ、マカダミアナッツ、クルミ、ペカン、冷凍モモ、ナシの関税引き下げ
	果汁 1992年4月	1年目6500トン拡大、その後も拡大し、91年度は総枠4万トんに (1987年度は8500トン)	〃	ミカン果汁との混合規制を段階的に撤廃

資料：「朝日新聞」6月21日付

すでに私たちが日常食べている食べ物のほとんどが外国産という状況になっている今日、これ以上に日本農業の衰退と食料の海外依存を強めていくことは、たいへん危険な方向だと言えよう。

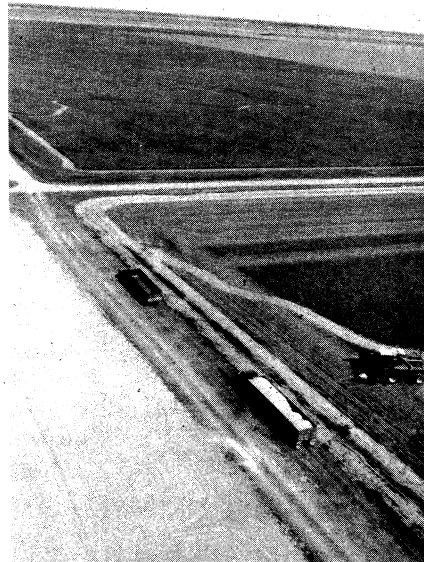
消費者・農業者・漁業者が一層連帯を強め、国内の農業・漁業を守り、発展させていくための取り組みがとくに重要となってきた。

兵庫県の農業にとっても農産物輸入自由化の荒波をいかにして乗り越えていくかが今後の重要な課題

である。

強硬なアメリカの市場開放圧力

日本は先進国では最低の自給率なのに…



アメリカ農業は今、深刻な不況に悩まされている

いまアメリカは、政府も企業も個人も債務が増大。ついに1985年に純債務国に転落、1991年には1兆ドルに達するとの予測もあるほど。そして、1,712億ドルにもおよぶ貿易収支の赤字、その3分の1が対日貿易の赤字であるが、なかなか改善しない。

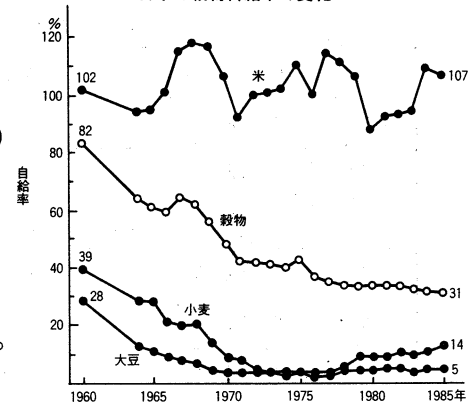
そんなアメリカ経済を背景にアメリカ政府はわが国に対し、強硬な農産物の市場開放を迫ってきたのである。

かたやアメリカ農業は深刻な生産過剰による不況に直面している。開発途上国の食糧自給率の向上や国際農産物市場の競争激化の中でアメリカの農産物輸出は停滞、アメリカ政府は過剰農産物処理のため、生産調整や輸出補助金に莫大な財政支出を行っている。この面からも日本に対する農産物輸入自由化要求は、もう恫喝的というか、きわめて高圧的である。

しかし、日本はすでに世界最大の農産物輸入国であり、純輸入額は、170億ドル(1986年)に達し、しかもアメリカからは60億ドルもの大の“お得意さん”である。

日本は主要先進国中、最低の自給

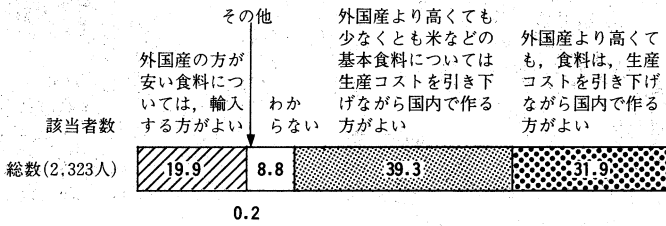
日本の穀物自給率の変化



「食料需給表」(農水省)から作成

率（1985年穀物自給率31%）で、先に総理府が行った世論調査でも、「外国産より高くても米など基本食料は国内で作るべきだ」との意見が71.2%も占めていたように、多くの国民が不安を抱いている。

食料の生産・供給のあり方

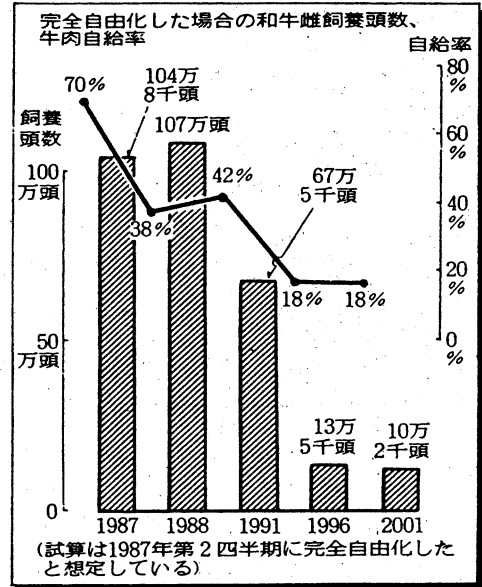


資料：「食生活・農村の役割に関する世論調査」総理府から

輸入自由化は兵庫県農業にも打撃

牛肉・オレンジの輸入自由化が決まったが、これからの国内措置対策に、たとえば牛肉の場合、農水省の試算によると和牛、乳牛の子牛価格が暴落した場所の補助金は1千億円もかかるという。

この春の農業経済学会で農水省農業総合研究所の大賀圭治氏が報告した牛肉完全自由化した場合の影



資料：「日本農業新聞」4月3日付

響試算によると、1987年実績の和牛雌104万8千頭は、自由化実施4年後の1991年には半分近くまで減り、14年後の2001年には10分の1の10万頭、雄も8分の1の8万頭弱と壊滅状態になる。牛肉枝肉卸売価格は和牛の場合高級輸入牛肉の増加で急激に低下し、現状の約半値となるが、国内和牛の供給減により、

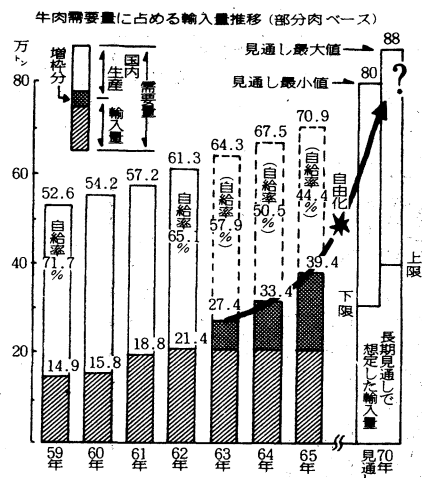
農産物輸入制限品目 (水産3品目を除く)

(63年6月20日現在)

分類	品目数	品目	ガット勧告および日米交渉の結果
乳製品	3	○ミルク・クリーム ●無糖れん乳等 ●プロセスチーズ等	ガット違反の勧告、輸入制限を継続 同上 2年以内に自由化
肉および肉加工品	2	★牛肉 ●牛肉、豚肉の調製品	日米交渉妥結、66年4月から自由化 ガット違反の勧告、2年以内に自由化
米麦加工品	2	○米粉、小麦粉、大麦粉、裸麦粉 ○米、小麦、大麦、裸麦のミール等	
果実、野菜およびその加工品	6	★オレンジ・タンジェリン ★オレンジ・タンジェリン (一時的貯蔵した物) ★●果汁、トマト・ジュース ●フルーツ・ピューレ、フルーツ・ペースト ●パイナップル調製品、フルーツ・パルプ ●トマト・ケチャップ、トマト・ソース	日米交渉妥結、66年4月から自由化 同上 同上 ガット違反の勧告、2年以内に自由化。うち、オレンジ果汁は日米交渉により、67年4月から自由化 ガット違反勧告、2年以内に自由化 同上 同上 同上 同上
でんぷん類および糖類	2	●でんぷん ●ぶどう糖、乳糖等	ガット違反の勧告、輸入制限を継続 同上 2年以内に自由化
地域農産物および海草	3	●雑豆 ●ラッカセイ (搾油用のものを除く) ○コンニャク芋、のりおよびコンブ等の食用海草	ガットで灰色の勧告、輸入制限を継続 同上 同上
その他	1	●その他の調製食料品	ガット違反の勧告、2年以内に自由化
合計	19	(CCCN4けたベース)	

(注) 1、★は牛肉・かんきつ類関連品目、●は12品目
2、「果汁、トマト・ジュース」中、かんきつ果汁は牛肉・かんきつ類関連品目

資料：「日本農業新聞」6月21日付、以下の図表も同じ



63~65年の需要量は長期見通し年平均伸び率の最大5%とした場合 (自給率)は需要見込みから輸入を差し引いた

価格は次第に上昇し1990年代後半には、現状の2割安まで回復するが、乳用種の場合は、半値以下に暴落。牛肉の自給率は70%から18%にまで低下すると試算している。

一方、オレンジの場合も全中の推計では自由化で現行の輸入割当量126,000トン(1987年度)は現行関税で5割程度増加するとみている。

今年、温州みかんは裏年にもかかわらず生産調整に追い込まれている。昨年、他の果物におかれて消費が急減したこともあって大幅な値崩れを起こした。余った大量の生果は在庫用の果汁にまわり、冷凍保管が4月から行われている状態。今回の日米合意にあるみかん果汁との混合義務が撤廃されれば、みかん果汁はますます売れなくなる。

全国のみかん果汁工場など関連産業をふくめて、これからのみかん農家にとっても深刻な事態である。

オレンジ・果汁の輸入枠 (単位: トン)

	オレンジ	オレンジ果汁	グレープフルーツ果汁
51	15,000	1,000	
52	18,000	1,300	700
53	45,000	3,000	1,000
54	45,000	3,000	1,000
55	68,000	5,000	3,000
56	72,000	5,500	4,000
57	77,000	6,000	5,000
58	82,000	6,500	6,000
59	93,000	7,000	7,000
60	104,000	7,500	需給に見合う量
61	115,000	8,000	自由化
62	126,000	8,500	
63	148,000	15,000	
64	170,000	19,000	
65	192,000	23,000	
66	自由化	40,000	
67		自由化	

(注) 果汁は5分の1濃縮ベース
ストレートオレンジ果汁(新設)
(単位: トン)

63年	64	65	66
15,000	21,000	27,000	需要に応じた量

(注) 100%果汁ベース

いま兵庫県の肉牛農家は、きびしい経営条件の中



海外からの農産物輸入は近年急増している

で年々減少し、7,326戸で60,700頭を飼育しているが、兵庫県の肉牛農家にとっても自由化後の国内措置がとられなかったとしたら壊滅的な状態になる。

みかんの場合も同様で、淡路を中心とする兵庫県のみかん農家にとって、輸入果物の増加の中で生産は減少傾向にあるが、傾斜地で生産されていることから他に有力な作物がないのが実態である。

1960年代後半から過剰基調が続いており、きびしい生産調整にもかかわらずみかんの市況は大幅に暴落している。これからの輸入自由化は、みかん農家にとってたいへん深刻な事態である。

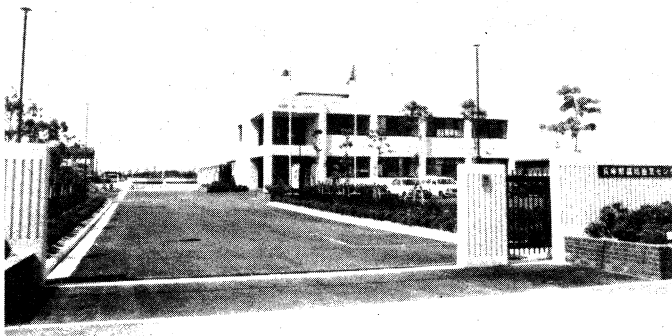
これからの兵庫県農業を守り発展させていくためには、何よりも県民・消費者のあたたかい理解と支援が必要である。外国産に負けない品質向上のために一層、生産者は努力していく決意である。国内産の新鮮・安全・安心・安定供給ができる優利性をフルに発揮していかなければならない。

兵庫県の肉用牛、みかんの生産動向

		55年	61年
肉用牛	飼養戸数(戸)	9,540	7,326
	飼養頭数(頭)	52,500	60,700
	出荷頭数(頭)	44,408	40,936
	(和牛)	14,742	14,659
	(乳牛)	29,666	26,277
みかん	栽培面積(ha)	790	607
	収穫量(t)	11,600	8,520
	出荷量(t)	10,294	7,574

(注) 肉用牛の飼養戸数・頭数の61年は、62年2月1日現在
55年は同年2月1日現在

漁協

兵庫における
栽培漁業

兵庫県栽培漁業センター（明石市二見町）

漁業専管水域 200 海里時代、我が国沿岸海域の水産資源増強対策として、栽培漁業が切り札的存在で最近大きく取りあげられております。

1. 栽培漁業とはどんなことか

水産技術用語に「初期減耗」があります。一般に魚介類は親になるのが早く、産卵量が極めて多いのです。クルマエビは生後1年、ヒラメは2年、マダイは3年で成熟し、何れも百万粒以上の産卵をします。フ化した魚の子供が全員元気に育って産卵し、また全員元気に育って産卵したら、数年の内に1尾が1兆尾になる勘定です。海は魚で埋まってしまうかも知れません。しかし、自然海洋での現実はこの計算からはほど遠く、フ化した百万尾以上の稚魚のうち親まで成長し次の産卵に参与するのは僅か10尾程度です。これはフ化後1・2ヶ月の間にほとんどの稚魚が他の魚に喰われてしまうのと、もう一つは稚魚に適した餌に巡り合えず餓死するからです。魚などがこうしてフ化後急激に減って行くことを初期減耗と呼ぶのです。栽培漁業はこの激しい初期減耗の期間を人間の手で保護してやれば、水産資源は増える筈と言う考え方を基本にしているのです。コンクリートの陸上水槽でフ化稚魚を育てます。水槽ですから他の魚に喰われることも、餌をドンドン与えますから餓死することはありません。5～10種位にまで育った稚魚は、人間で言えば幼稚園児位でし

ようか、或る程度の防衛力と攻撃力がついており海に放流してもそうムザムザ喰われることはないでしょう。漁業者は放流稚魚をすぐ獲るようなことをせず、これを保護・管理し魚が十分に育ってから、計画的に漁獲する一連の仕組が栽培漁業であり、その構成から資源培養管理型漁業と称しています。魚の子供を人工生産するための種作り、海底に放流適地を造成するための場作り、更に資源を保護管理するための人（漁業者）作り、この三つが栽培漁業成否の鍵と言えましょう。

2. 栽培漁業センターは何をするところか

もちろん、魚介類の子供を大量に生産する工場のようなところでは、北海道から沖縄まで全国で55ヶ所、本県には県立2・神戸市立1があります。

センターでは先ず親魚を飼育して産卵させます。夏産卵のマダイ・ヒラメ・クルマエビ等の卵は2日位でフ化、冬産卵のマコガレイ・スズキ等は10日位でフ化します。数千万尾のフ化稚魚に早速投餌しなければなりません、センターの一番やっかいな仕事はこの餌を作ることなのです。稚魚の初期は生きていて動きまわる餌しか喰べてくれませんので、餌生物としてシオミズツボウムシを培養して与えます。俗にワムシ（輪虫）と呼ぶ動物プランクトンで、5分の1ミリ位の大きさです。ところがワムシは動物ですからワムシにも餌をやらないと培養出来ないのです。ワムシにはクロレラを喰べさせますが、稚魚から見れば植物プランクトンのクロレラは、餌のまた餌と言う訳です。クロレラは円型の2ミクロン程の植物ですから餌は要りませんが、肥料と太陽光線が不可欠です。梅雨時期の長雨は栽培センター泣かせ、太陽の輝きがないからクロレラが増殖しません。その為ワムシも増えなくなり、果ては稚魚が育たなくなるのです。栽培漁業センターはこのように植物プランクトンのクロレラを底辺に、動物プランクトンのワムシを積み、その上に稚魚を積み上げる微小生物のピラミッドを作る作業をしているのですが、言い換えると海の生態系を陸上水槽の中に取り入れている訳です。フ化直後3ミリ程の稚魚が15ミリ位にまで生長しますと、人間の子供が離乳食に切替え

るように生き餌のワムシをやめて、冷凍イカナゴやアミエビのジュースとかミジン切りを与えます。これを餌づけと称しますが、切替えのタイミングが難しく、又冷凍魚肉に慣れさすには中々の根気がいるものです。しかし一度餌づけが出来ますと後は面白いように魚肉や人工配合飼料を摂餌し、成長度も急上昇して行きます。2・3cm位にまで育った段階で、稚魚は栽培センターから地域の漁業協同組合に10万尾単位で配布します。フ化から稚魚配布まで2・3ヶ月でしょうか。センターから配布された稚魚は、漁協の海面イケスで更に1・2ヶ月飼育されるのですが、この仕事を栽培漁業の中間育成と呼びます。センターから配布を受けた2・3cmの稚魚を、放流サイズの5～9cmにまで育てるのですが、中間育成はそれではなく栽培漁業の人作りに役立ちます。稚魚に投餌し海面イケスの掃除をしながら、毎日魚の顔や運動を見ていますと魚の顔は皆同じで、なんにも言ってくれませんが、少しずつ魚達の気持がわかるような気になるからです。

中間育成を終えていよいよ魚を放流する時、漁業者は心の中でこう叫ぶのではないのでしょうか。

「早く大きくなって、もどって来いよ」

3. 栽培漁業のサカナたち

最近の技術はタイ・ヒラメ・マグロ・ブリ・エビ・フグ・オコゼ・シマアジ・アワビ・サザエ等と随分多種の魚介類を人工生産可能にしています。しかし栽培漁業の魚種は何でも良いのではなく、先ず高級でウマイ魚。次は放流後に大きな回遊をしない魚。例えば兵庫県で放流してもスグ移動して、獲るのは三重県ばかりでは少し具合が悪いようです。もう一つはごく短期間で再生産に入れる魚。この3点をほぼ満たすものが栽培漁業向きのサカナと言えるでしょう。兵庫県での栽培漁業向け魚の代表はマダイ・ヒラメ・クルマエビ・ガザミの4種。これにマダコを是非追加したいのですが、残念ながらタコの人工生産技術は未だないのです。全国的に開発研究ですが……。

1) マダイ

鯛は嬉しい魚です。目出鯛といわれ、腐っても鯛

といわれ、エビで鯛を釣るといわれ、果は恵比須様に抱かれたりするのです。連休続きの5月5日を栽培センターでは子供の日と言わずマダイの日と称します。瀬戸内東部のマダイがこの日前後に産卵するからです。5月5日が近づくとセンターのマダイの雄は顔に黒っぽく焦躁感を漂わせ、雌は逆にピンク色に優雅で側線ぞいにブルーの星が輝くような美しさを示します。グルグルと回転木馬のように水槽内を群泳するマダイの交尾産卵は、宵の明星が光り始める頃から急に活発になります。突然、雌が反対方向に狂奔すると、雄達が争ってこれを追尾します。雌が激しくケイレンしながら上半身を水面に現して産卵すると同時に雄達は雌に体当たりするようにして放精、体外受精するのです。そして次の瞬間雌雄共に急速潜航し、水面に残ったサザ波が僅かに光っているのです。マダイの受精卵は浮遊卵で水面に浮きます。これを表層排水孔から落して採集しフ化槽に収容します。卵は約2日でフ化、稚魚飼育の開始となるのです。ワムシは出来たか、クロレラまだか…。

2) ヒラメ

ヒラメは旨い魚です。薄めに作った刺身は最高の味でしょう。親ヒラメは平素は殆んど動きません。昼になっても朝見た場所と同じ所にいるようです。ところがイカナゴがある距離まで接近すると、バネのような瞬発力を発揮し、鋭い歯のある大口を開き忽ちヒト飲み、ケロリと元の場所に戻る感じは、まるで爬虫類のようです。カレイ・ヒラメは生れた時からご承知のような落葉型ではありません。フ化後暫くは他の魚と同じ構造です。恐るべき変化は生後30日頃突如現れます。あなたは右手で右眼を持ち、それを右の耳、エリ首さらに左の耳を越して左の眼

61年の稚魚生産放流数(全国)

魚種	稚魚生産尾数	放流尾数
マダイ	2,600万	1,800万
ヒラメ	1,300万	600万
クルマエビ	54,000万	32,000万
ガザミ	5,600万	3,000万
アワビ	3,000万	2,200万
ホタテガイ	220,000万	219,000万
トラフグ	160万	80万



稚魚の出荷風景

の横まで移動させることが出来るでしょうか。小さなヒラメの子供は痛いとも何んとも言わず、この変態を僅か一週間でや

ってのけるのです。この時、何故かヒラメの、人間でいえばエリ足と称する処から棘状突起が数本長く伸び、丁度鶏冠のように見えるのです。トサカヒラメになった、なんて言いますが不思議なことと思われてなりません。トサカは変態が終ると退化して無くなります。ヒラメの成長は非常に速く、餌効率の特に良い魚で、2年で50cmにもなりますので今後ハマチ等のように養殖魚としても脚光を浴びることでしょう。魚の分類上、カレイやヒラメを異体類と呼びますが、異体とはナント痛々しい感じの分類でしょうか。生後30日に始まる無残な変態を知った昔の学者が、悲しみと共にそのような名づけをしたのでしょうか。

3) クルマエビ

ペナウス・ジャポニカはクルマエビの学名ですが、ジャポニカとあるのは日本近海に多く生息するためでしょう。ヨシエビ(シラサエビ)やクルマエビは同属。エビ・カニの類は甲殻類でこれらの産卵受精はマダイやヒラメの方法と違い、交尾は産卵の前年に行いその時に雌は雄から精子の入ったカプセルを渡してもらいます。産卵は初夏で、フ化幼生はエビの姿とは違うクモのような形です。この幼生が脱皮を繰り返しながら三期に別れて変態し約10日でエビ本来の形になるのです。変態完了後40日位で放流するのですが、船からパッと稚エビを撒いたら海底に着くまでの間に、群がる雑魚どもに忽ち喰われてしまったり、海底に着いても足の先がコンクリート水槽で痛められていたので、潜砂能力がないエビだったりの失敗例は栽培漁業草創期には随分ありました。

6・7月頃深夜の瀬戸内海、キラキラ不夜城のよ

うに航行するのは九州行き大型フェリーでしょうか。クルマエビは暗い海面の漂流者、寂しく泳ぎながら一人受精産卵するのです。卵を放出する時、去年あの雄から預かった精子カプセルをうまく開いて、受精させているのです。エビは大抵が二年までで死にますが、この夜の放卵エビはどんなことを思いながら、静かに海の生態系底辺に還って行くのだろうか、と思ったりすることがあるのです。

4) ガザミ

ガザミは別名ワタリガニとも呼ばれる瀬戸内の代表的なカニです。生後1年で産卵、産卵期は夏場の4ヶ月です。ガザミもクルマエビと同様に、フ化幼生期を15日位送り、変態しながら甲幅4ミリ程の稚ガニになります。その後約1年に13回脱皮を行い甲幅13cmの親ガニになります。ガザミの交尾期は晩秋の頃ですが、雄ガニは雌ガニの脱皮を追尾しながら、ひたすら待ち続けます。時には飲まず喰わずで10日も待つ様です。雄は腹部の交尾針を巧みに使ってカプセル状の精莢を、数時間かけて雌の受精ノウに送り込むのです。雌は翌年5月に産卵しますが、その時に受精ノウの精子を絞り出して受精卵にするのです。この受精卵がいわゆるソト仔(カニの腹部に見えている黒灰色の卵)でフ化する6月頃まで1ヶ月近く母ガニに抱かれています。卵数は3百万粒。母ガニは手足をバタつかせて、卵塊を梳いたり水通しに気を使うのです。ソト仔がフ化し母体を離れて一週間たつと再び産卵受精し、約20日後フ化します。卵数は前回同様約3百万粒。これが2番仔で更に同じ経過で3番仔、4番仔と9月まで続くのですが、雌ガニのこの産卵努力には頭のさがる思いがします。

大きく育つためにカニはどうしても脱皮しなければなりません。脱皮直後の稚ガニは堅いカニに殆んどが喰われてしまいます。脱皮の同時進行の技術開発がない限り、カニの共喰いはどうしようもないのです。小さなガザミはそれが悲しくて、一人泣きながら脱皮しているのでしょうか。

協同組合運動に生きる

より良き生活と
平和のために

灘神戸生協 専務理事
竹本 成徳

私と生協運動とのかかわりは、33年前にさかのぼります。昭和29年4月、私は同志社大学を卒業後、教員免許を取得するためさらに大学院に進学。そのとき大学生協から誘いを受け、学生理事として運営に参加したことが、始まりです。

“より良き生活と平和のために”生協運動はこれを実践していく場ですが、このことと私の人生観がマッチしたということも生協運動にかかわった理由の1つです。広島原爆で生き残った私は自分の持つ仕事と、社会がより良くなること、この2つが結びつくような仕事ができればと常々考えていた私は、生協の事業の中にそれを見出し、それ以後、生協のとりこになったわけです。

昭和32年7月、大学生協から神戸生協（現在の灘神戸生協）に移りました。年若く、将来に夢を抱いていた当時の私はエネルギーの限りを尽して、必死で仕事をしました。組合員の新規開拓、供給事業等々と。

その頃の日本は漸く戦後を脱して高度成長に移行し、大量生産、大量消費へ向かう時代でした。40余年の歴史と伝統を持つ灘生協と神戸生協の合併により力を得た灘神戸生協は、スーパーマーケット形式の店を次々と開店、大きく発展していきました。しかし、経済発展の陰には、多くの社会問題が発生しました。環境汚染、食品公害等々。これらを解決していくのが生協運動ではないだろうか。事業が発展するだけでは生協の存在する本当の意味はないわけで“くらしと健康を守る”という生協運動の本質にたち、灘神戸生協では無漂白パン、無着色のタラコ、添加物をぬいた食品の取扱い、より安全をめざした洗剤や石鹼の普及につとめたわけです。

生協がなぜ存在するのか、存在理由の原点は何か、ということ常にか生協に働く役職員が自らに問いかけることが大切なことと思われまます。

世の中にモノがあふれる一方で、都市は人間砂漠といわれました。生活が便利になり、食生活も豊かになったが、なぜか心の中は満たされなかった。心の豊かさが欠如していたからです。灘神戸生協が協同購入グループを開始したのが昭和53年。小さな力を寄せあって助け合い、喜びを分かちあおうという思いから始めたものです。それが、生活文化、福祉文化、スポーツの活動に広がっていきました。ふるさと村や生協学校をつくろうと計画しているのもそういう思いからです。

しかし、モノから心の時代に移ってきたので、あとはこころだけでよいかというそうではありません。生協運動で一番大切なことは、組合員が生協に結集して安心・安全なものを利用することであり、そのために暮らしによりよい商品を組合員と一緒に作り育てあげ、供給する責任があります。さらに組合員のニーズをつかみ、時代の変化に遅れないよう、むしろ先取をしていかなければなりません。厳しい競争社会の中で、また生協を規制しようという動きの中で、今まで以上の努力をし、事業を発展させねばならないと思っています。

日本の社会が本当の意味で明るい豊かな社会を築きあげていくためには、みんなのために、一人一人が力を寄せあうという協同組合原理が大切になってくるでしょう。それは、単に兵庫県の、日本の、というのではなく、世界中がしっかりと手をつないでいかなければ、人類の将来は明るいとは思えません。

農協、漁協の活動もそうでしょう。同じ協同組合原理をもつ協同組合が互いに協同しあうことが大切です。農家には、都市消費者が安心して食べられる農産物を生産してもらい、私たち生協もそういう商品を消費者に提供したいと思っています。また、その逆に生協で優れたものがあれば、農協にもどんどん取り入れて欲しいと思っています。漁協ともそんな関係をつくっていききたい、と願っています。(談)

やさしい協同組合論(7)

利用者と組合員の一致

協同組合は、自己決定とその反面としての自己責任に本質的意義がある、とかく「ややこしい」民主主義を自ら選びとった、というのが前回の話でした。ここで員外利用禁止の問題をこの点から考えて見ましょう。ジードやプワソンは、員外利用が協同組合をしらしめ、運動の広がりを保証するから禁止すべきではない、と主張しています。勿論、それには員外利用をする人々が適当な機会に組合に加入するように「門戸開放の原則」の遵守、加入促進の努力がなければならない、という前提があります。この前提を抜きに、員外利用の範囲を拡大する事は、(法律がそれを禁ずるか否かとは別の、原理的問題として)極めて疑問です。員外利用を放置することは、まず第一に、非組合員は組合の運営方針が自らの生活に係わるにも拘らず、決定から排除される、という意味で、原則に反します。逆に非組合員は、協同組合の事業を単に利用する存在となり、その事業運営に必要な資金的、人的な(会議や集会の面倒から逃れ、出資金の拠出をしない等の)負担を免れることによって自己責任を放棄していると言えます。

員外利用は剰余金の配分でも問題を生じます。協同組合における剰余は、資本主義企業の利潤とは性格を異にし、将来の事業の発展の源泉であると共に経営や現実との適応から生じた利用者からの預り金の性格を帯びていると言えます。しかし、「剰余金還元セール」で処分し尽くすという手もありますが、一般的に非組合員に還元することは出来ません。結果的に組合員は、自らの利用に対する(包括的)還元だけではなく、非組合員の利用に関わる(つまりは、組合員に本来権利がない)部分をも手中にすることになります。「組合に加入しないのが悪いのだ」と言うのは簡単ですが、そう言えない、少なくともそう言わないことに拘ることが、事業を目的とする協同組合にとって必要でしょう。(勿論これは「信

念」、ないし思想の問題であって、こうでなければならぬというものではありません。)

実効ある民主主義のために

民主主義は、協同組合運動が目指す目標であると共に、運動を支える基盤でもあります。非営利主義の原則に立つものの協同組合も継続的事業体であり、それを独立してやり通さなければならない存在です。従って無制限に時間をとって論議を尽くすという態度はなかなか取りにくく、議事進行が鮮やかなことを非常に高く評価し勝ちになりますが、しかし、繰り返して言えば、協同組合はその面倒さを選び取ったのだ、ということを忘れるわけにはいきません。

民主主義は、一面では形式です。形式や手続きがきちんと定められ、誰に対しても同様の取扱ができることが第一です。しかし、その立派な形式が十分に機能するかどうかは、それを運営する人々の意志と能力にかかっています。組合員が協同組合を自らの組織、自らの問題として捉えられる状況と問題処理の能力が必要であり、その様なものは、決して自然に湧き上がってくるものではありません。状況と能力を生み出す上で、協同組合を日常的に運営していく様々な段階の指導者、特に理事者と中核となる幹部職員の見識なり、努力なりが必要となります。ランベールは、組合員の無関心を防止する上で指導者に未来への展望、広い視野、問題提起の工夫、指導者能力向上の努力を求めています。と、同時にその様な高い能力を持つ人々に大幅な委任をしてしまい、経営・運営を任せてしまう「誘惑」の危険性に負けないことが、とりわけ、経営担当者や、幹部職員に必要な態度であろうと、付け加えておかなければなりません。協同組合は、民主主義を目的とし、手段とし、さらには、組合員が自己管理能力を身につける民主主義の学校でも(本来、又歴史的に)あるからです。長期的視野に立てば、それが運動のためだけではなく、経営のためにもなるのですから。

(中久保邦夫)

協同組合運動への期待



生活者の生活と 生命を守るために

神戸大学農学部
講師 保田 茂

協同組合に対する規制強化の画策

このところ協同組合に対する規制強化の画策が顕著である。生協に対しては生協規制法の制定や課税強化が画策され、農協に対しては総務庁の行政監察があり、微に入り細にわたる干渉めいた批判がなされたことは記憶に新しい。

生活者が自らの生活と生命を守るべく協同組合を組織することは、憲法に保障された生活権に基づく行為だと思ふのだが、わが国では商工業者の営業権の方が大切にされる風潮が強いようだ。考えてみれば、商工業者が生活者に信頼されてさえいけば、協同組合を恐れる理由はなかったはずである。事実は逆であったから、生活者が協同運動に参加していったのであり、民主主義の原理にてらして、協同組合に多数の生活者が結集する事実こそ評価さるべきであって、それを規制するとはもつてのほかである。

こうした協同組合に対する規制強化の裏には、協同組合を弱体化し、操作しやすい組織に再編成せんとする意図がありそうだ。こういう時期だからこそ、協同組合は立場の違いを越え、互いの垣根を低くして連帯し、生活者の生活と生命を守りつつ社会的公正の実現をめざすという協同運動の目標を大胆に追及していかなばならないと思うのである。

輸入食品の氾濫と安全性の不安

経済摩擦を背景とする円高と輸入自由化圧力による輸入食品の急増は、生活者が直面する大きな問題の一つである。輸入食品の増加は一時的に私たちの食卓を豊かにはするが、他方でわが国の食料自給率を限りなく低下させる。すでにわが国のカロリー自

給率は50%を割ろうとしており、世界の中で最も低い国の一つとなっている。この数字は世界のどこかで深刻な異常気象やチェルノブイリ原発事故のような偶発事故が発生すれば、私たちの周辺で食料パニックが起る可能性があることを意味している。

その上、食料の安全性の不安も大きくなりつつある。実際、農薬や添加物あるいは放射能が残留する輸入食品は枚挙に暇がない。だが、輸入食品の検査体制は非関税障壁の批判を恐れてますます簡略化される傾向にある。だからこそ、生活者の生活と生命を守るために、協同組合が連帯し、相互理解を深めつつ食料自給率および食料の安全性を高める運動が必要になってきているのである。

共存と平和をめざす協同運動

もともと協同運動は共存と平和の思想を基礎としている。生活者の生活と生命を守る上で共存と平和の条件が不可欠だからである。協同組合の連帯によって自給率や安全性を高める運動は、今日の状況下における新たな共存の実践でもある。

具体的な事実をとおして考えてみたい。周知のように、今日のわが国は世界最大のエビ輸入国である。そのために世界の海でエビが乱獲され、資源が枯渇しつつあるところが少なくない。結果として、現地の漁業と食生活を破壊しつつ、一方でわが国の漁業を困難に落しこんでいる。目を転ずれば、林業にも共通するところが多い。すなわち、大量の輸入木材が現地の林業資源を枯渇させつつ、一方でわが国の林業を低落の一途に追いやっている。このような経済的構図の中で生活者の生活と生命が長期的に守られるのであろうか。同時に共存と平和の思想に返した生き方であることは言うまでもない。

食料や木材のように生き物を利用した生活必需材は、長い時間軸の中で再生産が考慮されねばならないのであり、基本的には国内自給が原則とされる必要がある。生活者の生活と生命を守るために、それを主張し実践することが協同組合の当面の課題であり、そのためにも協同組合の連帯が何にもまして重要になってきているといえよう。

協同組合点描



鳴門の うず潮の中で

福良漁業協同組合
参事 多田 繁 年

私共の供給する沿岸漁業生産物の多くは、大自然の中で成育した魚貝藻類を鮮度保持し、供給しておりますが、近年養殖技術の進展により、ブリ、マダイ、ヒラメ、車エビなどは何時でも何処へでも活きたまま出荷できる体制となっています。残念なことに漁獲量は年々減少傾向にあり、国民食料確保といった見地からみますと少々心細い気がいたします。

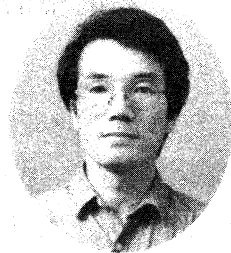
当地区淡路南浦は鳴門のうず潮を漁場とし、また風光明媚な瀬戸内海国立公園の中にあつて、海域は起伏に富む岩礁により、好漁場を形成しています。

最大潮流91ノットの急流の中を、小型漁船を操つて、タイ、スズキ、チヌ等を釣り上げる様は、名人芸とされています。

この海域は鳴門ダイの宝庫として伝統的漁業を継承してきましたが、漁業技術の進歩により乱獲が進み、その対策として、昭和59年、福良湾洲崎島に、マダイ、ヒラメ、車エビの中間育成センターを建設し、放流効果を上げています。また、漁場の整備事業として、大型魚礁、人工礁、つき磯設置にも取り組んでいるほか、はまち養殖場の水質環境の測定、バイオによる底質の改善をも行なっています。

最近、マリノフォーラムで提唱されております海洋・海浜レジャー時代を迎え、遊漁船、海水浴場、海辺の教室の施設を設置し、健全で親しみやすいレジャーに役立てるため、福良湾での海釣り公園の完成に向け、鋭意努力しているところでございます。

最後になりましたが、協同組合間提携事業がますます発展することを願い、私も皆様の期待に応えてゆきたいと考えております。



生産者との 交流を中心に

生活協同組合 都市生活
専務理事 中 勝 博 志

昭和61年12月発足の地域生協としては足かけ3年目（実質2年目）の若い共同購入生協です。前史として、しばらく以前から阪神間で県内生産者との産直による生産物を中心に共同購入活動を続けていきました。生産者との産直活動や共同購入活動でつちかかってきた成果や協同活動の輪をもっと地域社会の中で広げ根づかせていきたいと生協の仲間入りをしました。

活動エリアが割と広範囲にわたっている事情もあり、支部単位での組合員活動づくりをすすめています。現在4つの支部及び準備支部で色々と自主活動が取り組まれています。石けん使用運動とならんで、私たちの生協では、産直一生産者との交流活動を重視しています。誰が、どこで、どのようにして作ってくれたものか、組合員もできるだけ現地に足を運んで調べるようにしています。そうすることで、生産者の思いや苦勞を肌で感じ持ちかえることができます。生産をとりまく様々な事情や流通のことも生の声で聞けます。そうした交流の中で開発されてきたものに有機野菜や豚肉の産直があります。産直を支えるために、都市に住む生活者の立場で何を努力すべきか考えていく、そのプロセスが貴重だと考えています。

全体のものや支部単位での小回りをきかせたものなど色々ですが、より多くの組合員が現地へ出かけ現場で生産者とふれあうための交流会が、季節ごとに定着しつつあります。春のイチゴ狩り、タケノコ掘り、草とり、夏の信州りんご園訪問、秋のイモ掘り、みかん狩りなど。生産者との産直一交流活動、組合員の協同活動をより充実させ、自然と生命を大切にした農業、食糧を支えていく力になりたいと思います。

協同組合研究NOW

〈No.9〉

予告通り多摩丘陵の緑深い環境に囲まれた「中央協同組合学園」での学会の春季研究集会(88/5/21)の報告から。「協同組合図書資料センター」を覗かせてもらいました。噂に優り、感心。ここは那須文庫、本位田文庫をはじめ、貴重な資料も多く納め、また「協同組合の現況」を第一巻として毎年の「文献の目録」等、研究の基礎を支える労作を次々紡ぎ始めています。ライブラリアンの重要性を知らしめてくれる、実に充実した図書館です。労働交換券の実物、公正開拓者組合の最初の規約と19世紀半ばのカレンダーを初めて見ました。“Rochdale Society of Equitable Pioneers”が正式名称ながら、通称として“Rochdale Equitable Pioneers' Society”も使われたことを確認しました。また本位田先生の蔵書の“Hoynden”という署名が、妙に印象に残りました。

さてテーマは「協同組合における組合員組織」です。二人の実務家の報告を特に興味深く聞きました。(ミネルバのふくろうは、相変わらず、夕暮れを飛んでいます。)小田切利夫氏(伊南農協)は都市化兼業化が進む中での農協の努力(営農組合促進、集団化、土地利用有効化、生活事業強化のための農協婦人部から生活部会への組織変更、等々)を報告、農協での(生活面だけではなく、営農面でも)婦人の重要性を指摘し、論議の核を提供しました。当初目論んだ婦人理事は時期尚早と否決され、代わりに議決権はないものの発言権を有する婦人参与をおいているとのこと。コメントでの指摘通り、婦人の組合員化が進まない点は相変わらずで、要因としてこれまでの慣習で農協の組合員が世帯単位で考えられ、世帯主=男が組合員資格を継ぐこと、婦人自身が組合員化を望んではいないことが挙げられました。生活事業の員外利用にしる婦人の加入にしる、「本人が望んではいない」とは問題の立て方が逆で、農協活性化のために必要だから組合員になってくれと求めるべきである、という会場からの批判もざりながら、個の考え方を広め、「持ち分譲渡」の形で

複数加入を促進する努力も今のところ「上からの改革」の限界を抜けきれていない、という率直な答えは検討すべき大きな問題提起だと言えます。

内館晟氏(みやぎ生協)は極めて刺激的である反面、「ええかいな」と感じさせるほど大胆な「実験」(実際に運営されているものを呼ぶには失礼かも知れませんが)を報告。氏は《協同組合らしさ》として、1)外部資金からの独立、2)員外利用の否定、3)開かれた運営組織、の三点を挙げます。活動の力点は第三点目です。注目すべきは、「1/3の民主主義」という考え方です。代議制民主主義に従って行なわれる運営参加の末端組織は組合員総てを包括するのではなく(運営組織であって必ずしも供給組織ではない)「家庭班」です。「会議が煩わしい」ので、組合員自体の急速な増加にも拘らず、毎年12,000人入れば5,000人出る具合いで班への加入は進まない、そこで現行路線では組合員の1/3か1/4しか運営に参加できない、というわけです。この考え方には危険な部分があります。しかし自主活動が出来る部分が育たないと力にはならない、意志ある者にのみ運営に参加させ、それ以外はその活動的部分を支える裾野として考えるという「割り切った考え方」は、実質的な民主主義的運営を目指す可能性の高い方向を示しているようです。幹部職員がほぼ小中学校区を単位とする組合委員会を幾つか分担、会議を援助すると共に情報をより直接的に把握する仕組み(これは職員にとって大変な労力が必要)は、問題認識やフィード・バックを確実に迅速にし、組合員の活動を活性化させると共に組合の動脈硬化(官僚化)を防止する方策として注視・検討を要します。

最後に今井義夫『協同組合と社会主義』(新評論)に注目。コルホーズはどうなる? (中久保邦夫)

編集後記

今回は、第66回国際協同組合デー向け特集号でいつもより増ページ。しかも発行日も遅れられないとあって大変でした。「世界の協同組合」はお休みです。「協同組合研究月報」6月号で本誌を紹介していただきましたが、次号でようやく10号になります。

これも多くの方々の協力のおかげです。(〇)